

告示

埼玉県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
八潮ケアセンター ーそよ風	八潮市中央三 ー一ー一二	株式会社ユニ マットリタ イアメント・ コミュニティ	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和三年七月一 日
あいせんヘルパ ーステーション	加須市水深八 六九一七	社会福祉法人 愛の泉	訪問介護	令和三年五月一 日
大河堂薬局	比企郡小川町 青山一四七一	株式会社キュ アメディカル	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和三年七月一 日